

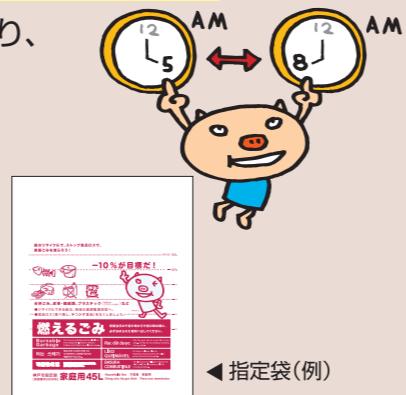
ごみと資源の出し方ルール

収集日当日の午前5時から午前8時までの間に出しましょう

- ごみを前夜から出すと、ネコ・カラス・イノシシなどが袋をやぶり、ごみが散乱します。

分別して、指定袋で出しましょう (大型ごみ、カセットボンベ・スプレー缶を除く)

- 片手で持てる程度(5kg程度)の重さにして口をしっかりと結んでください。
- 指定袋は、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンターなどで販売されています。(45L・30L・15Lの3サイズ、取っ手付きもあります。)



決められたクリーンステーション(ごみ集積場)に出しましょう

- あなたが利用できるクリーンステーションは地域(自治会、管理組合等)で決められています。他のクリーンステーションへのごみ出しは、絶対にしないでください。
 - 引っ越ししてこられた方で、クリーンステーションの場所がわからない場合は、ご近所の方や管理会社(オーナー)等にお聞きください。
収集日についてはクリーンステーションにある看板をご確認ください。
 - クリーンステーションは地域のみなさんで管理しています。清掃などはみなさんが協力して行ないましょう。
- ※クリーンステーションは、ルールを守って出されたごみを市が収集するまでに一時的に置く場所であり、ごみ捨て場ではありません。

不法投棄について(次のような行為は不法投棄です。)

- お店や事務所などからなる事業活動に伴うごみ(事業系ごみ)のクリーンステーションへの投棄
- 空地や道路などへのごみの投棄
土地所有者(管理者)は不法投棄されないように日頃から方策を取りましょう。
- 市が収集しないごみのクリーンステーションへの投棄
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥器、パソコンなどや一時多量ごみ(引っ越しごみ等)はクリーンステーションには出せません。(P19~22参照)



不法投棄を見かけたら
環境局クリーン110番(771-7499)
〔平日8:45~17:30〕休・祝日・深夜・緊急の時は110番へ〕
または最寄りの警察署に通報してください。

ごみ出し
ルールを
守りましょ

市が定めるごみ出しルールに反した場合、10万円以下の罰金となる場合があります。(神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例)

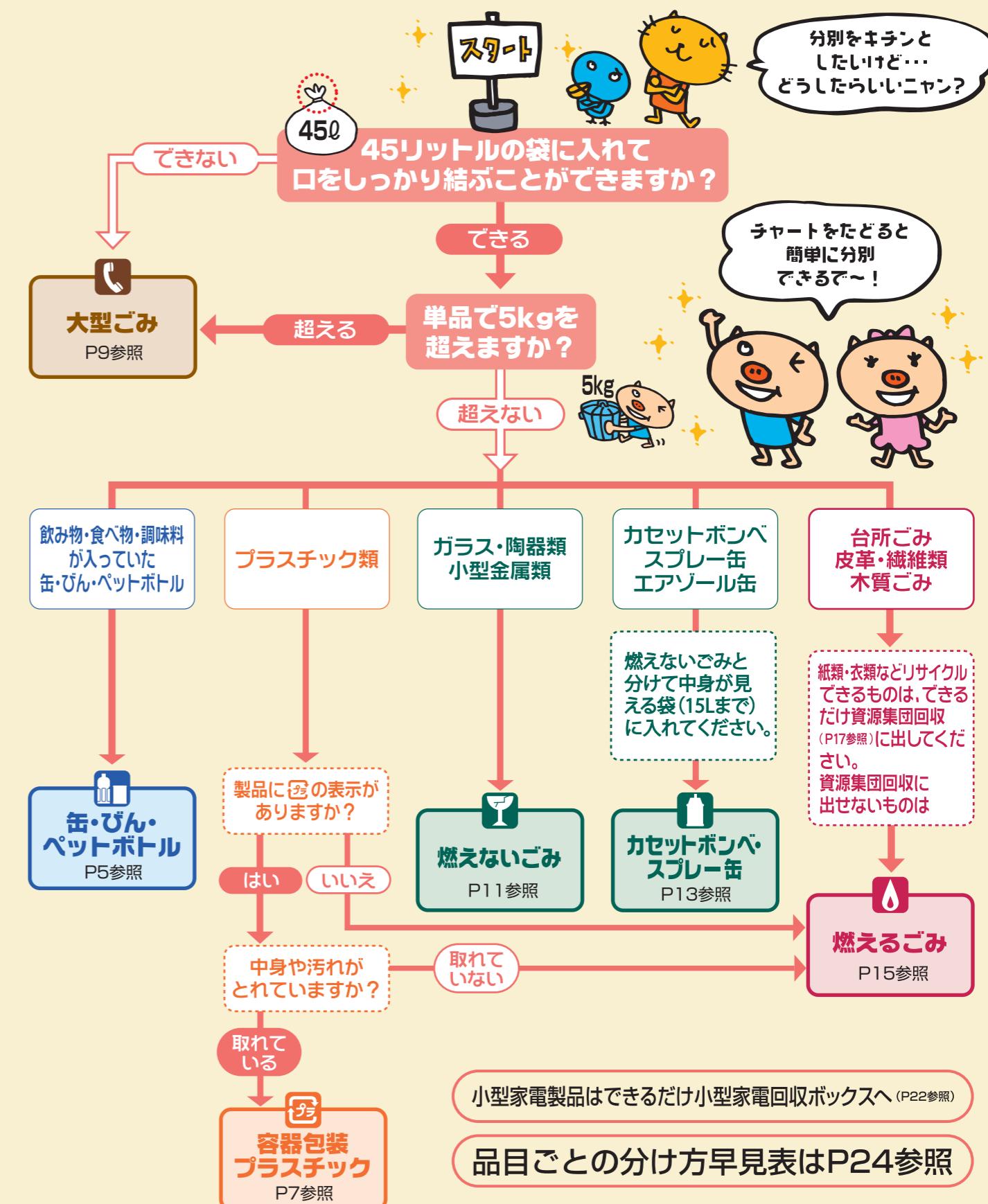
不法投棄は
犯罪です

不法投棄には5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科、さらに法人に対して3億円の罰金となります。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

資源物等の
持ち去り禁止

クリーンステーションに出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。違反した場合、氏名等の公表や20万円以下の罰金に処せられることがあります。

とっても簡単! お手軽! 分別フローチャート



例外として市では収集しないものもあります。(P19~21参照)